議第６２号　呉市情報コミュニケーション条例の制定について

１　制定の趣旨

全ての市民が，障害の有無にかかわらず，互いの意思や感情を伝え合うことができるよう，障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進め，障害のある，ないにかかわらず，みんなが安心して暮らし，学び，働き，交流し，挑戦できるまちを実現するため，条例を制定するものです。

２　条例の内容

(1) 前文

条例制定の背景や目的などに関する基本的な事項を規定します。

(2) 目的（第１条）

条例の内容を理解・推測をすることができるよう，条例の立法目的を規定します。

(3) 定義（第２条）

条例上での用語を定義します。

(4) 基本理念（第３条）

条例の目的を実現するための基本的な理念・考え方について規定します。

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用は，市民等が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならないこととします。

また，障害者が情報を得て，障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する機会の確保は，障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民等及び事業者の理解の下に行われなければならないこととします。

(5) 市，市民等及び事業者の責務等（第４条～第６条）

基本理念にのっとり，障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境の整備に当たってそれぞれが果たすべき責務及び役割を規定します。

(6) 施策の推進（第７条）

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境の整備に関し，基本理念に基づき市が推進する施策について規定します。

また，必要に応じて施策の見直しをすることを規定します。

市が推進する施策は，次のとおりとします。

ア　障害者が，障害の特性に応じた情報の取得をしやすい環境を整備する施策

イ　障害者が，障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備する施策

ウ　障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する市民

等及び事業者の理解及び普及啓発を促進する施策

エ　障害の特性に応じたコミュニケーション手段への支援を拡大し，及び学ぶ機会を提供する施策

オ　コミュニケーション支援者を養成するための施策

カ　小学校，中学校等における，障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する理解を促進する施策

キ　災害時における，障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を確保する施策

ク　上記アからキまでに掲げるもののほか，この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

(7) 意見の聴取（第８条）

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を効果的に進めていくために，障害者やその家族，障害者団体などの関係者から広く意見を聴取するための機会を設け，市は，その意見を施策に反映するよう努めることを規定しています。

(8) 委任（第９条）

条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定めることを規定しています。

３　市民及び当事者・関係団体へのアンケート調査及び意見交換会の実施

(1) 市民アンケート調査状況

配布数	有効回収数	有効回収率
２００件	７８件	３９．０％

(2) 意見交換会及びアンケート調査の実施状況

実　施　日	団　体　名　称　等	参加人数（名）
令和３年１０月　５日	当事者，当事者家族，関係団体，学生，市民	１６
令和３年１１月２４日	呉ろうあ協会	１４
令和３年１１月２４日	呉市視覚障害者協会	６
令和３年１１月２７日	呉手話サークル「しお」	１１
令和３年１１月２８日	呉点字サークル「あい」	１３
令和３年１２月　５日	呉市手をつなぐ育成会	１５
令和３年１２月　７日	地域活動支援センターふたば	１０
令和３年１２月１０日	呉市登録通訳者会議　※	１１
令和３年１２月１１日	ＮＰＯ法人広島県難聴者・中途失聴者支援協会呉支部 呉市要約筆記サークル「灯だい」	７

※アンケート調査のみ実施

４　呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「障害者専門分科会」）の開催

開　催　日		議　事　内　容
第１回	令和３年１１月１１日	(1) 障害者施策の推進に関する取組について (2) 「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定の方針について
第２回	令和３年１２月２３日	(1) 「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定について (2) 市の検討（案）について (3) 今後のスケジュールについて
第３回	令和４年　４月１４日	(1) 「呉市情報コミュニケーション条例」（素案）及び「呉市手話言語条例」（素案）に対する意見について (2) 「呉市情報コミュニケーション条例」（案）及び「呉市手話言語条例」（案）の制定について (3) 今後の施策について

５　条例案に対する意見

(1) 市民意見募集による意見

この条例案の策定に当たり，令和４年２月２１日（月）から令和４年３月２２日（火）までの３０日間，この条例（素案）に関する意見募集を行ったところ，次のとおり３件（２名）の意見が提出されました。提出された意見に対する市の考え方は次のとおりで，これによるこの条例案の修正はありません。

提出された意見の要旨	市の考え方
第７条（施策の推進）	
ア　私は目が悪いので，意見募集では拡大文字版を見ました。大きい文字での情報提供がもっと増えたら良いと思いました。	この条例の第７条第１項第１号で，「障害者が，障害の特性に応じた情報の取得をしやすい環境を整備する施策」を推進するものとしています。頂いた御意見は，今後の施策の推進に当たり，参考とさせていただきます。
その他の意見	
イ　コミュニケーションをとる方法が，たくさんあることを知り驚きました。今後，どのような取組を行い，どのような呉市になるのか楽しみです。	手話，要約筆記，点字，平易な表現など障害の特性に応じたコミュニケーション手段はたくさんあります。条例制定を契機として，全ての市民が，障害のある，ないにかかわらず，互いの意思や感情を伝え合うことができるよう，障害の特性に応じた情報の取得及

	びコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を推進していきたいと考えています。
ウ　障害を「障がい」と表記してほしい。	法令等では，障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）を始め全て「障害」と表記されており，国で表記の検討を行っていますが，当面「障害」の表記は現状どおりとされているため，現時点では変更する予定はありません。今後も，国の動向を注視していきます。

(2) 障害者専門分科会からの意見

市民意見募集による意見を踏まえた条例案に対する，障害者専門分科会からの意見はありませんでした。

６　施行期日

公布の日